

主な産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業変更届出書 添付書類一覧

- **正本1部、副本1部の計2部**を作成し、提出してください(副本は、全てコピーでも結構です)。
- 変更届出書は郵送でも受け付けますが、必ず副本返却用の**封筒(切手を貼付)を同封**してください。

	変更事項 (下以外の変更事項については、お問合せください)																
	住所 (所在地)		氏名 (名称)		法人の組織	表 載 (許 可 証 に 記 載 の 有 る 法 人 の 代 表 者)	法人の役員				株主 (出資者)			車両			
	個人の場合	法人の場合	個人の場合	法人の場合	(例 有限会社↓株式会社)	代表者が新任の役員の場合	代表者となった者が既に役員として届出されている場合	新任の役員がいる場合	退任の役員のみの場合	(例 監査役↓取締役)	役員として新任だが、株主(出資者)で既に届出されている場合	新しい個人の出資者(出資者)がいる場合	新しい法人の出資者(出資者)がいる場合	株主(出資者)の減少のみの場合	追加がある場合	削除のみの場合	
(注) 右変更事項に該当する下の○印のある添付書類は必須です。△印のものは表欄外の※を参照し、該当するならば必要です。																	
必 要 書 類	住民票抄本又は謄本(※4)(※5)	○		○			○(※1)		○(※1)				○(※1)				
	履歴事項全部証明書(※5)		○		○	○	○	○	○	○			○(※1)				
	登記されていないことの証明書(※5)						○(※1)		○(※1)				○(※1)				
	確定申告書の別表2(※6)												○	○	○		
	定款又は寄附行為				○	○											
	誓約書						○		○				○	○			
	印鑑登録証明書(※5)			○	○	○											
	案内図	○	○														
	運搬施設の概要(※7)															○	○
	自動車検査証の写し															○(※2)	
粒子状物質減少装置装着証明書															△(※3)		
施設車両・容器の写真															○(※2)		
許可証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ※1 **新任の役員、新しい株主(出資者)の分のみ** 必要です。
- ※2 **追加した車両又は容器**について必要です。なお車両の写真は、**ナンバーが分かるように**前面及び側面から撮り、産業廃棄物を収集運搬している旨、業者名及び許可番号(下6けた)の**表示が分かるもの**を添付してください。
- ※3 追加した車両のうち、**ディーゼル車で初度登録から7年を経過したもの**は必要です。
- ※4 **本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載にあるもの、マイナンバーの記載がないもの**を添付してください。
- ※5 住民票抄本又は謄本、登記されていないことの証明書(成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)、履歴事項全部証明書(法人の登記簿の謄本)、印鑑登録証明書は、全て**発行後3か月以内のもの**を添付してください。**窓口での提示で原本照合できれば正本・副本ともコピーで結構です。**
- ※6 別表2に株主(出資者)の異動が反映されていない場合は、株主等の異動がわかる議事録や株主名簿等を添付してください。
- ※7 追加又は削除する車両の他、**継続して使用する車両についても記載**してください。

◎変更届出書の提出及びお問合せ先

さいたま市 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課 審査係

住所 : 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館
電話 : 048-829-1608

※受付時間 : 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始の12月29日から1月3日を除く)
午前8時30分から午後5時

◎新しい許可証の交付

変更事項に、**住所(所在地)、氏名(名称)、法人の組織、法人の代表者**のいずれかがある場合、許可証の記載事項が書き換わるため、新しい許可証が交付されます。

○窓口での受取り

受取りに来庁される方の認印をお持ちください。なお、新しい許可証と交換になりますので、来庁の際に持参してください。

○郵送希望

許可証は、**簡易書留**で送付しますので、450円(重量分料金140円+簡易書留分料金310円)の切手を貼付した**A4サイズの封筒**を持参(同封)してください。

また、変更届出書を郵送で提出する場合、副本返却用の封筒が必要ですが、副本の返却が新しい許可証交付後であれば、封筒は1通で結構です(「副本と許可証の同時送付」等と記載したメモ等を入れてください)。ただし、「**副本+許可証**」の**重量分料金(事前に計量してください)**に**簡易書留分料金を加えた切手**を貼付してください。

※ 現在さいたま市長の許可証を有している場合は、新しい許可証が到着後、現在の許可証を速やかに返却(郵送でも可)してください。

◎副本の送付

副本は、普通郵便(重量分料金)の切手が貼付してあれば結構です。特殊郵便(速達、簡易書留等)で送付して欲しい場合は、その旨を副本返却用の封筒に記載してください。何も記載がなければ、切手が重量分料金より多い場合でも普通郵便で送りますので、ご承知おきください。